

令和 7 年 10 月 定例農業委員会議事録

1 開催日時及び場所

開催日時 令和 7 年 10 月 7 日(火) 午後 2 時 00 分から午後 2 時 30 分

場 所 市役所 4 階 庁議室

2 委員

(1)農業委員会委員総数 14 名

(2)農業委員会委員の出席 14 名

赤坂 雄司 大和屋 君子 家次 幸雄 南河 武 丹治 正美 藤原 定嗣

町谷 敏一 南 昇一 石垣 一郎 射手矢 豊光 勝間 富士男

戸野 武彦 川野 博信 北庄司 博文

(3)農業委員会委員の欠席 0 名

(4)農地利用最適化推進委員総数 7 名

(5)農地利用最適化推進委員の出席 7 名

阪本 寿和 野出 良之 藤本 明彦 重里 文男 道幸 誠一 奥 和弥 立石 義信

(6)農地利用最適化推進委員の欠席 0 名

3 議事説明員

次長 服部 一也 係長 井上 亮 係員 尾峪 大友

4 議案

報告 第 23 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用の届出について

報告 第 24 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出(所有権移転)について

報告 第 25 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について

議案 第 14 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について

可決

議案 第 15 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請(所有権移転)について

可決

議案 第 16 号 農用地利用集積等促進計画の要請について

可決

議 長

それでは、只今より 10 月の定例農業委員会を開会させていただきます。今月 24 日に令和 7 年度大阪府農業委員会大会がございます。その中で泉南市の農業委員の女性の方が講師で実践報告をされる予定です。皆様、ご参加の程よろしくお願いいたします。それでは、農業委員定数 14 名中、出席委員 14 名、推進委員 7 名中 出席委員 7 名ですので、農業委員会等に関する法律第 2

7条第3項の規定により会議は成立しております。議事に先立ち、本会議の議事録署名委員2名を私より指名することについて、異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議がないようですので、2番、大和屋委員、3番、家次委員のご両名にお願いします。それでは、本日の議事日程を事務局よりお願いします。

事務局 議事日程を読み上げ

議 長

では、日程第1 報告第23号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。続いて 日程第2 報告第24号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出(所有権移転)について、事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。

日程第 3 報告第 25 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について 事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。それでは、日程第 4 議案 第 14 号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、を議題といたします。それではをお願いします。

事務局

議案 第 14 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、耕作目的で所有権を移転する次の申請について、適当と認め許可してよろしいか。

番号 1

所在： 日根野 地番：●●●番●、●●●●番●、●●●●番 登記は田、現況は田。面積は●●●㎡、●,●●●㎡、●●●㎡です。

譲受人： 日根野●●●番地 ●● ●●

譲渡人： 日根野●●●番地 ●● ●●

議案書番号 1 の位置については 別紙議案資料 2、3、4 ページをご覧ください。

申請農地は3筆、現在は水稻等をおこなっています。譲受人と譲渡人は夫婦関係で贈与になります。現在、2,454 ㎡を経営しています。申請地から譲受人の通作距離は 0.01km、徒歩 1 分、農作業歴は本人が 18 年、年間従事日数は 60 日です。農機具は草刈機1台を所有しており、取得後も水稻を行い、引き続き家族で農業を行う予定です。

番号2

所在： 日根野 地番：●●●●番、登記は田、現況は田。面積は●●㎡です。

譲受人： 日根野●●●●番地の● ●● ●●

譲渡人： 堺市堺区熊野町西●丁●番●●(●●●)

所有者不明者 ●●●●●● 所有者不明土地管理人 弁護士 ●● ●●

議案書番号 2 の位置については 別紙議案資料 6 ページをご覧ください。

申請農地は 1 筆、現在は休耕中です。当該案件は、令和 6 年(●)第●号 所有者不明土地管理命令申立事件に該当し、大阪地方裁判所より当該土地について所有者不明土地管理人による管理と選任について、決定・許可されています。また、所有者不明土地管理人の権限外行為(売買)許可決定申立書についても提出され、大阪地方裁判所より許可されています。

今回、申請地の隣地を所有している譲受人に所有権移転を行います。以前から譲受人は申請農地の小作人として借り受けして、耕作をしていました。譲受人の耕作面積は、現在、2,949 ㎡を営営しています。申請地から譲受人の通作距離は 0.4km、車 3 分、農作業歴は 40 年、年間従事日数は 250 日です。取得後は野菜を栽培します。農機具はトラクター1台、耕耘機1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、取得後も引き続き農業を行う予定です。

番号3

所在： 日根野 地番：●●●●番、登記は田、現況は田。面積は●●●㎡の持分 3 分の 1 を譲受人に所有権移転するものです。

譲受人： 日根野●●●●番地の●(●●●) ●● ●●

譲渡人： 大阪市中央区高麗橋●丁目●番●●号 ●●●●●●●●●●

被相続人 ●● ●● 相続財産清算人 弁護士 ●● ●●

議案書番号 3 の位置については 別紙議案資料 8 ページをご覧ください。

申請農地は 1 筆、現在は休耕地です。譲受人の耕作面積は、現在、申請地全体●●●㎡の内、持分 3 分の 2 を所有しています。今回残り 1/3 を取得します。譲受人と被相続人との関係は親子になります。申請地から譲受人の通作距離は 1.1km、車で4分、農作業歴は 40 年、年間従事日数は 250 日です。取得後は稲作を行う予定です。農機具はトラクター1台、耕耘機1台、田植

機1台、コンバイン1台を所有しており、取得後も引き続き農業を行う予定です。なお、相続財産清算人の権限外行為許可申立事件として大阪地方裁判所より許可されています。

以上 3 件について、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。本件について、ご審議賜りますようお願いいたします。

議 長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。
(なしの声あり)

議 長

ないようですので、適当と認め、許可することに決定いたします。続いて、日程第 5 議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請（所有権移転）について 事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請(所有権移転)につきまして、説明します。議案資料の 9.10 ページを合わせてごらん願います。

番号1 物件の表示 泉佐野市長滝●●●●番●、●●●●番●

地目は 登記 田 現況 田

面積は ●,●●●㎡、●●●●㎡、計 3,573 ㎡

転用目的は 露天駐車場

譲受人は、大阪市中心区農人橋●丁目●番●●－●●●●●号

株式会社●●●●● 代表取締役社長 ●●●●●

譲渡人は、泉佐野市長滝●●●●番地 ●●●●●

申請面積が 2,000 ㎡以上の案件ですので、様式第 6 号の説明資料をご覧願います。

申請地は、長滝駅からそれぞれ南約110m、160mにあります。

譲受人は、不動産賃貸業等を営む法人で、食品製造・配達及び運送業を営む近隣法人の事業拡大に伴い、営業車及び従業員の駐車場が不足するため、当該法人の要望により、申請地に露天駐車場を整備するものです。

農地区分は、農地法施行規則第 44 条第 2 号の規定により、市街化の傾向の著しい区域にある農地の区域で、申請地から 300m以内にJR長滝駅があるため、3種農地と判断しております。

露店駐車場には、10tトラック14台、普通自動車15台を置く予定です。

大阪府から開発に該当しない旨の証明が交付されております。

地元土地改良区からは、特に意見はありませんでした。

説明は以上のとおりでございます。ご審議の程、宜しくお願いします。

議 長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり決定し、大阪府農業会議に諮問いたします。続いて、日程第 6 議案第 16 号 農用地利用集積等促進計画の要請について を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 16 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請してよろしいか。

今回、対象案件は3件です。すべて、以前に、利用権設定を行い、期限が切れたために貸借継続を行う案件となります。

みどり公社での手続きについては全て新規設定となります。

大阪府みどり公社とは事前協議が行われたので、農業委員会で審議を行い、大阪府みどり公社に要請いたします。

番号 1

設定人 上之郷●●●●番地 ● ●●

被設定人 羽倉崎上町●丁目●●●●番地 ● ●●

設定する土地は上之郷●●●●番、●●●●番、●●●●番●の一部、●●●●番、●●●●番

地目は全て田です。

面積●●●㎡、●●●㎡、●●●㎡、●,●●●㎡、●,●●●㎡、です。

期間は R7 年12 月1日～R12年 11 月30 日で期間は 5 年です。使用貸借権です。

番号 2

設定人 長滝●●●●番地の● ●● ●●●

被設定人 長滝●●●●番地 ●● ●

設定する土地は 長滝●●●●番●

地目は田、面積●●●㎡です。

期間は R7 年12月 1 日～R12 年 11月 30 日で期間は 5 年です。使用貸借権です。

番号 3

設定人 日根野●●●●番地 ● ●●

被設定人 日根野●●●●番地● 株式会社●●●●● 代表取締役 ● ●●

設定する土地は日根野●●●●番、●●●●番●、●●●●番●

地目は田、面積●●●㎡、●●●㎡、●●●㎡、です。

期間は R7 年12 月 1 日～R12 年 11 月30 日で期間は 5 年です。使用貸借権です。

以上3件は被設定人が耕作を行うための農用地全てを効率的に利用し、耕作を行い、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第5項の農用地利用集積等促進計画に係る認可要件をすべて満たしていると考えます。本件について、ご審議賜りますようお願いいたします。

議 長

事務局の説明は以上のとおりですが、御意見・異議等はございませんでしょうか。

(「なし」という発声)

議 長

意見がないようですので、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。本日の議案審議、すべて終了いたしました。これをもちまして、10 月定例農業委員会を閉会します。それでは、事務局からの連絡事項をお願いします。

議事録署名人 令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日
